

北九州市区役所子ども・家庭相談コーナー相談員

及び北九州市区役所母子生活指導員(会計年度任用職員)

採用試験案内

令和7年12月15日

北 九 州 市

◇試験日 令和8年1月17日(土)

◇受付期間 令和7年12月15日(月)～ 令和8年1月6日(火)
(ただし、土・日を除く。)

郵送の場合は、令和8年1月6日(火)必着分に限り受け付けます。

(簡易書留で郵送してください。)

◇受付時間 市役所開庁日の8時30分～17時15分

◇申込み先 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
(〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 市本庁舎11階)

※ 市庁舎には無料駐車場はありません。公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

1 試験実施の趣旨

この試験は、令和8年度における北九州市区役所子ども・家庭相談コーナー相談員及び北九州市母子生活指導員(会計年度任用職員)の任用にあたり、必要な適性を判断するために実施するものです。

2 業務内容

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員：家庭や児童に関する相談業務等

・子育て支援の制度等に関する情報提供

・育児不安、児童虐待、いじめ・不登校・非行など、児童に関する相談及び訪問対応

・母子・父子家庭等の自立を支援するための各種支援制度の手続き

（自立支援給付金や福祉資金の貸付・滞納整理など）

・DV(夫等からの暴力など)に関する相談及び各種機関への同行支援など

イ 母子生活指導員：児童扶養手当に関する相談業務

・児童扶養手当に関する相談や申請の受付、その他各種手続き事務

・申請者や受給者宅への訪問や調査など

3 採用予定数・受験資格

(1)採用予定数

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員

週5日勤務・週4日勤務ともに若干名

イ 母子生活指導員

週5日勤務 若干名

(2)受験資格

・指定の勤務日・時間に勤務できる者

- ・家庭児童福祉、母子・父子福祉及び寡婦福祉並びに困難を抱える女性の支援に熱意と識見を持ち、かつ、次の各号の一つに該当する者
- ア 子ども・家庭相談コーナー相談員
児童福祉司任用資格を有する者
(社会福祉士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、保育士、保健師 等)
- イ 母子生活指導員
(ア)学校教育法、旧大学令に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
(イ)医師
(ウ)社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
(エ)前各号に準ずる者であって、指導員として必要な学識経験を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

※暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と判明した場合は、他の成績いかんにかかわらず不合格となります。
なお、最終合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。

4 試験

(1)試験日

令和8年1月17日(土) 10時00分開始(面接の順番により集合時間が異なります。)

(2)試験会場

北九州市役所本庁舎 11階112会議室 (北九州市小倉北区城内1番1号)

※当日は、公共交通機関をご利用ください。自家用車での来場は禁止します。

(3)試験方法

作文 及び 面接を行います。

作文については申込用紙に記載するテーマについて記述し、令和7年1月6日(火)までに事前に提出するものとします。

(4)試験時間

面接 10時00分～ (1人当たり10分程度)

(5)合格発表

試験の結果は、1月下旬から2月上旬に文書にて通知します。

※合格、不合格について、電話での問い合わせには応じられません。

5 委嘱の条件

※法令及び制度改革、また、社会経済情勢等の変化により、委嘱の条件は変わることがあります。

(1)勤務場所

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員

各区役所保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー

イ 母子生活指導員

各区役所保健福祉課 子ども・家庭相談係

(2)任用時期

合格者は、令和8年4月以降に任用される予定です。ただし、欠員等の状況により任用時期について相談させていただく場合があります。

(3)任用期間

会計年度任用職員として1年間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)任用します。なお、特に勤務状況の良い者については、次年度以降も任用することができます。(当初任用期間を含め、最大5年の任用です。さらに任用を希望する場合は、再度受験する必要があります。)

(4)勤務時間

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員

8時30分から17時00分の7.5時間(12時00分から13時00分は休憩時間)

イ 母子生活指導員

10時00分から17時00分の6時間(12時00分から13時00分は休憩時間)

(5)時間外勤務

有

(6)勤務日

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員

週5日または週4日

イ 母子生活指導員

週5日

※土曜日、日曜日、祝日及び所属長が指定する日は休務日

(7)報酬

ア 子ども・家庭相談コーナー相談員

週5日勤務：月額239,031円～269,426円

週4日勤務：月額191,224円～215,541円

イ 母子生活指導員

月額191,224円～215,541円

※地域手当に相当する報酬を含みます。

※報酬は任用される者の職歴等により個別に決定します。

※時間外勤務を行った場合は別途手当が支給されます。

※その他通勤手当等が支給されます。

※賞与の支給については別途定めます。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険(40歳以上の者)について適用します。

6 受験手続

(1)受験申込みの期限

令和7年12月15日(月)～令和8年1月6日(火)

(ただし、持参での申し込みの場合、土・日及び12月27日～1月4日を除きます。)

(2)提出書類

①所定の採用試験申込書(必要事項を記入のうえ、写真を必ず貼ってください。)

②所定の用紙に記入した作文

③110円切手を貼付した返信用封筒(試験についての案内通知の返送用です。郵便番号、住所、
氏名を必ず記載してください。)

※郵便で申し込みをする場合は、封筒の表に「相談員受験申込」と赤字で書き、「簡易書留郵便」
で郵送してください。この場合、令和8年1月6日(火)必着のものに限り受け付けますので、
注意してください。

(3)その他

①申込書の記載事項が不備の場合は、受付できません。

②令和8年1月15日(木)までに試験についての案内通知が届かないとき、又はこの試験に
ついて不明な事項があれば、担当部署へお問い合わせください。

なお、試験内容にかかることなどについては、お答えできません。

(4)申込書の提出先及び問合せ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課 家庭支援係(市本庁舎11階)

電話 093(582)2410

※対応日時:平日 8時30分から17時15分